

証券コード 7273
2026年1月13日

株主各位

神奈川県厚木市上依知3019
株式会社イクヨ
代表取締役社長 孫峰

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ikuyo194.co.jp/>

（上記のウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHFront/JJK010010Action.do?showShow>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イクヨ」又は「コード」に当社証券コード「7273」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択して、「総覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年1月27日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号
レンブラントホテル厚木 2階 晓紅
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
決議事項
第1号議案 吸收分割契約承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 従業員に対する自己株式譲渡承認の件
第4号議案 取締役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度導入承認の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本臨時株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

◎本臨時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本臨時株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行を目的として、当社と当社100%出資の分割準備会社であるイクヨオートモーティブ株式会社（以下、「承継会社」といいます。）は、2026年4月1日を効力発生日として、当社のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く当社が営む一切の事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、本吸収分割に関する吸収分割契約を2025年11月26日付で締結いたしました。

本議案は、上記吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

なお、当社は持株会社体制への移行後も、引き続きグループ会社の経営管理を行う持株会社として、東京証券取引所スタンダード市場における株式の上場を維持する予定です。

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、これまで自動車部品の製造・販売を主軸とし、安定した事業基盤のもと成長を続けてまいりました。しかしながら、近年の自動車業界における技術革新や市場環境の変化、さらには電動化・自動運転・カーボンニュートラルといった世界的な潮流を踏まえ、M&Aによる海外展開、デジタルアセットを活用した商取引の事業化にも着手しています。よって、当社グループの更なる成長を実現するためには、既存の事業領域にとらわれない柔軟な経営体制の構築が不可欠であると考えております。こうした環境変化に対応し、グループ全体の競争力を高めるためには、持株会社体制への移行が最適であると判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

持株会社体制への移行により、「資本政策の柔軟性」「投資家への透明性」「リスク分散」「成長戦略の機動性」「財務健全性」を高める事で、エクイティ調達を含む資金調達力を強化し、イクヨグループのさらなる拡大を目指してまいります。

### 2. 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約の内容は、次のとおりであります。

## 吸收分割契約書（写）

イクヨオートモーティブ株式会社（以下「甲」という）及び株式会社イクヨ（以下「乙」という）は、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### （吸收分割）

第1条 甲及び乙は、乙のグループ経営管理事業及び資産管理事業を除く乙が営む一切の事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を甲に承継させるため、本契約の定めるところに従い、吸收分割（以下「本件会社分割」という）を行う。

### （吸收分割承継会社及び吸收分割会社の商号並びに住所）

第2条 本件会社分割に係る吸收分割承継会社及び吸收分割会社の商号並びに住所は次のとおりである。

#### （1）甲（吸收分割承継会社）

商号：イクヨオートモーティブ株式会社

住所：神奈川県厚木市上依知3019番地

#### （2）乙（吸收分割会社）

商号：株式会社イクヨ

住所：神奈川県厚木市上依知3019番地

### （効力発生日）

第3条 本件会社分割が効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という）は、令和8年4月1日とする。ただし、本件会社分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### （承継する権利義務）

第4条 甲は、乙の本件事業に関して有する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を、本件会社分割により別紙「承継権利義務明細表」の記載に従い承継する。

ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

なお、乙は、効力発生日をもって、甲が承継する一切の債務につき、重畠的債務引受けをする。

### （会社分割の対価）

第5条 甲は、乙が完全親会社に該当するため、本吸收分割では乙に対して一切の対価を交付しない。

### （増加すべき資本金及び準備金の額等）

第6条 本件会社分割により増加すべき甲の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

#### （1）増加資本金の額 金0円

#### （2）上記以外の準備金その他の額 会社計算規則に従い、甲が定める。

(吸收分割承認決議)

第7条 甲及び乙は、分割効力発生日の前日までに、それぞれ本件契約の承認及び吸收分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(競業避止義務の不存在)

第8条 乙は、分割効力発生後においても、本事業に関し、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び分割契約の解除)

第9条 本契約締結の日から分割効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議のうえ、本件会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、各契約当事者の適法な機関による承認決定が得られないときは、効力を失うものとする。

(規定外事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本件会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約を締結したので本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が謄本をそれぞれ保有する。

令和7年11月26日

(甲) 神奈川県厚木市上依知3019番地  
イクヨオートモーティブ株式会社  
代表取締役 孫 峰

(乙) 神奈川県厚木市上依知3019番地  
株式会社イクヨ  
代表取締役 孫 峰

承継権利義務明細表

甲は、分割効力発生日において承継する本件事業に属する下記権利義務を乙から承継するものとする。但し、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和7年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件吸収分割効力発生日以前までの増減を加除した上で確定する。

1. 資 産

(1) 流動資産

承継事業に属する一切

(2) 有形固定資産

承継事業に属する一切

(3) 無形固定資産

承継事業に属する一切

(4) 投資その他の資産

承継事業に属する一切

2. 負 債

(1) 流動負債

承継事業に属する一切

(2) 固定負債

承継事業に属する一切

3. 契約上の地位

乙が締結した承継事業に属する業務委託契約、リース契約等その他の契約上の地位及び権利義務の一切

4. 雇用契約

乙と承継事業に従事する従業員の雇用関係及びこれに付随する権利義務の一切

5. 承継する許認可等

効力発生日において、乙が保有している承継事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

### 3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

#### (1) 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、当社の完全子会社であることから、本吸収分割に際して、吸収分割承継会社から当社に対する株式その他の対価の交付を行わないことと決定したものであり、相当であるものと判断しております。

#### (2) 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により変動する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額について、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

#### (4) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2025年11月26日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目       | 金額 |
|--------|----|----------|----|
| (資産の部) |    | (負債の部)   | —  |
| 流動資産   | 10 | (純資産の部)  |    |
| 現金及び預金 | 10 | 資本金      | 10 |
| 資産合計   | 10 | 負債・純資産合計 | 10 |

#### (5) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、

重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### (6) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年4月1日（予定）をもって、持株会社体制へ移行いたします。

これに伴い、現行定款第2条（目的）については、持株会社としての経営管理機能等の追加及び事業の多角化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

(2) 当社グループの更なる事業の拡大及び円滑な組織運営のため、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を東京都港区に変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年4月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 当社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。 | （目的）<br>第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。                                                                                                                                          |
| 1.～15. （条文省略）<br>（新 設）                    | 1.～15.（現行どおり）<br>16. <u>各種ロボットの設計、開発、製造、輸出入、販売およびリース業務</u><br>17. <u>人工知能及び人工知能関連技術の研究、開発及びこれに関するサービスの企画、開発、運営</u><br>18. <u>再生可能エネルギー、水素に関する事業</u><br>19. <u>暗号資産、暗号資産交換業の運営及び資金移動業の運営に関するシステムの企画、開発、制作及び販売</u> |
| （新 設）                                     |                                                                                                                                                                                                                  |
| （新 設）                                     |                                                                                                                                                                                                                  |
| （新 設）                                     |                                                                                                                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                              | 変 更 案                                                                          |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                | <u>20. 暗号資産の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理</u>                                          |
| (新 設)                                | <u>21. 暗号資産のマイニング及びブロックチェーンの検証又は認証</u>                                         |
| (新 設)                                | <u>22. 暗号資産及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、制作、プロモーション、販売、運営、使用許諾及び保守</u> |
| (新 設)                                | <u>23. 投資事業有限責任組合その他投資を目的とする組合その他のファンドの組成、管理及び運営</u>                           |
| (新 設)                                | <u>24. 金銭の貸付け、債務の保証及び引受け、各種債権の売買並びにその他金融業</u>                                  |
| <u>16. 上記に附帯する一切の行為<br/>(本店の所在地)</u> | <u>25. 上記に附帯する一切の行為<br/>(本店の所在地)</u>                                           |
| 第3条 当社は本店を神奈川県厚木市に置く。                | 第3条 当社は本店を東京都港区に置く。                                                            |
|                                      | 附 則                                                                            |
| (新 設)                                | 定款第2条及び第3条の変更は、2026年4月1日から効力を生ずるものとし、効力発生日経過後、これを削除する。                         |

## 第3号議案 従業員に対する自己株式譲渡承認の件

### 1. 本制度の目的

当社は、中長期的な企業価値向上を目的として、従業員が株主としての視点を持ち、経営への参画意識を高めることにより、業績向上および企業価値向上に対する貢献意欲を強化します。

さらに、従業員のエンゲージメント向上と長期的な定着を促進し、優秀な人材の確保・育成を図ることで、持続的な成長基盤を構築することを目的としています。

加えて、本制度を通じて、従業員が企業の中長期的な戦略や目標を共有し、経営方針に対する理解を深めることで、組織全体の一体感を醸成します。これにより、イノベーションの創出や業務改善への積極的な取り組みを促し、企業競争力の強化を実現します。

また、株式保有によるインセンティブは、従業員のモチベーションを高めるだけでなく、企業と従業員の利益を一致させ、持続可能な企業経営を支える重要な仕組みとなります。

なお、本処分は、従業員に対するインセンティブ付与を目的として、時価に比して低廉な価格で株式を譲渡するものであり、会社法第199条第3項に定める有利発行に該当します。

当社は、従業員の企業価値向上への貢献意欲を高め、長期的な成長を実現するために、本制度を導入するものであり、その合理性は、①従業員のモチベーション向上による業績改善効果、②優秀な人材の確保・定着、③企業と従業員の利益の一致による持続的な企業価値向上、に基づいています。これらの目的を達成することが、株主共同の利益に資するものであると当社は判断しております。

### 2. 処分する自己株式の概要

|                  |                                                                  |
|------------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 処分期日         | 2026年1月28日（予定）                                                   |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 20,000株（予定）<br>1名あたり100株を想定                                 |
| (3) 処分価額         | 1株につき1円                                                          |
| (4) 処分価額の総額      | 20,000円                                                          |
| (5) 処分予定先        | 当社の執行役員 8名 800株<br>当社の使用人 160名 16,000株<br>合計対象者 ※168名 16,800株    |
| (6) 決定の委任        | 上記に定めるもののほか、自己株式処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。 |

※2025年10月末時点では在籍する執行役員及び使用人のうち、希望者のみとなるため対象者数が減少する場合がございます。

### 3. 今後のスケジュール

|                  |               |
|------------------|---------------|
| (1) 本臨時株主総会開催日   | 2026年1月28日    |
| (2) 株式付与日（効力発生日） | 2026年2月末日（予定） |

### 4. 業績に与える影響

資本取引となるため基本的には、損益計算書に与える影響は軽微と考えられます  
ますが税務リスクをはじめ想定されるリスクについて、弁護士、税理士等の専門家と相談しながら慎重に進めてまいります。

## 第4号議案 取締役1名選任の件

当社は、持株会社体制への移行のもと、M&Aを含む事業拡大および資本政策の柔軟性向上等を通じて、当社グループの成長と企業価値の向上を図っております。

当該候補者は、高度な法律専門知識に加え、実務に即した戦略的な法務判断及びリスクマネジメントの経験を有しております、グループガバナンスの強化や成長戦略の推進に貢献できる人材であることから、取締役として選任をお願いするものです。

| 氏 名<br>(生年月日)                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| しおみ なおこ<br>塩見直子<br>戸籍上氏名：西直子<br>(1984年6月18日生)<br>新任 社外 | 2010年12月 弁護士登録<br>2010年12月 弁護士法人御堂筋法律事務所（東京事務所）入所<br>2017年9月 東京ファミリア法律事務所 開設<br>2021年4月 パーソルイノベーション株式会社 入社<br>2024年4月 シェアフル株式会社 出向<br>コーポレート法務室長（現任）<br>2024年10月 パーソルデジタルベンチャーズ株式会社 転籍 | 一株                |

### 【選任理由及び期待される役割の概要】

同氏は、2010年の弁護士登録以来培われた高度な法律専門知識に加え、民間企業における法務室長としてビジネスの現場に即した戦略的な法務判断やリスクマネジメントの実践経験を有しております。当社は、持続的な成長に向けたガバナンスの強化と意思決定の質の向上を目指しております。同氏には、女性としての多様な視点と企業実務への深い理解に基づき、独立した客観的な立場から経営の監督機能を担っていただくとともに、攻めと守りの両面から当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 塩見直子氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 当社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度責任額となり、本総会において塩見直子氏の選任が承認された場合も同契約を締結する予定であります。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役、監査役を含む被保険者の職務の執行に際し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防護費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約によって填補することとしております。（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反等を除く。）候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約のすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。  
 5. 塩見直子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度導入承認の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2000年6月26日開催の第61回定時株主総会において、年額240百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しを行うこととし、当社取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、既存の報酬枠とは別枠で、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度及び当社があらかじめ定める当社業績等の数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を付与する業績連動型株式報酬制度（以下「パフォーマンスシェア・ユニット制度」といいます。）の導入をすることといたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式及び業績連動型株式の付与のために支給する報酬は、当社に対する金銭報酬債権及び納税充当資金としての金銭（以下、単に「金銭」といいます。）といたします。対象取締役に支給する本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額は、譲渡制限付株式報酬制度について年額170百万円以内、パフォーマンスシェア・ユニット制度について連続する4事業年度の各評価期間につき交付時株価（本制度に基づく新株発行又は自己株式処分に係る募集事項決定決議を行う取締役会の開催日の前営業日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引終値）に900,000（後述する各評価期間につき交付できる株式数の上限）を乗じた額以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分（以下「交付」といいます。）を受けるものとし、これにより交付される当社の普通株式の総数は、譲渡制限付株式報酬制度について年140,000株以内、パフォーマンスシェア・ユニット制度について連続する4事業年度の各評価期間につき900,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当を含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会にて決定いたします。

本制度は、以下の「本制度の内容」に記載のとおり上記の目的に沿うよう設計されているため、その内容は相当であるものと考えております。

なお、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合す

るよう、本総会終結後の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を変更することを予定しております。本報酬額制度改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

また、本株主総会の開催日時点における本制度の対象取締役の員数は6名となります。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

## 【本制度の内容】

### 1 謙渡制限付株式報酬制度

#### 1. 本制度の概要

本制度は対象取締役に対し、謙渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を交付し、かつ、交付した株式に一定期間の謙渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、「2. 本割当契約において定める内容の概要」を含む謙渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

#### 2. 本割当契約において定める内容の概要

##### （1）謙渡制限期間

対象取締役は、本謙渡制限付株式の各交付日が属する事業年度に係る有価証券報告書（ただし、各交付日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）の提出日から交付後5年が経過する日までの間で、当社取締役会が定める期間（以下「本謙渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

##### （2）謙渡制限の解除

対象取締役が、本謙渡制限期間の開始日以降、当社取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、そのすべての株式について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。

##### （3）本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間の満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することができる。

また、当社は謙渡制限期間の満了した時点において、上記（2）の定めに基づき謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得することができる。

#### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の指定する金融機関に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

#### (5) 組織再編等における取り扱い

上記（1）の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該再編行為等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。

#### (6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 2 パフォーマンスシェア・ユニット制度

### 1. 本制度の概要

本業績連動型株式報酬制度は、各対象取締役に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」といいます。）し、かつ、交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンスシェア・ユニット）です。

なお、初回の評価期間は、当社の2027年3月期から2030年3月期とし、以降は原則として連続する4事業年度を評価期間として、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施をすることができるものといたします。

対象取締役への当社普通株式の支給は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権の額のいずれも確定しておりません。

### 2. 本制度における金銭報酬債権の額の算定等

#### (1) 金銭報酬債権の額の算定方法

本制度により対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」といいます。）に業績評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日（以下「割当取締役会決議日」といいます。）の前営業日の東京証券取引所における当社の普通

株式の終値を基礎として対象取締役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、取締役会においてあらかじめ定めた役位ごとの基準株式数に、業績目標等の達成度合いに応じた比率を乗じた数とする。

(2) 対象取締役に対する当社株式の割当条件

当社は、対象取締役が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が本制度の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、業績評価期間終了後、対象取締役に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- 1 対象取締役が、業績評価期間中、継続して、当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったこと
- 2 取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

なお、当社は、業績評価期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合または業績評価期間中に対象取締役が正当な事由により当社の取締役会があらかじめ定める地位から退任した場合（死亡により退任した場合を除く）には、当該対象取締役または退任者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、業績評価期間中に対象取締役が死亡する場合には、取締役会の決議により、当社の普通株式に代えて、在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象取締役の承継者となる継続人に対して支給する。

(3) 組織再編等における取扱い

当社は、業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該時点において権利が確定していないパフォーマンスシェア・ユニットについて、株式等の交付は行わない。

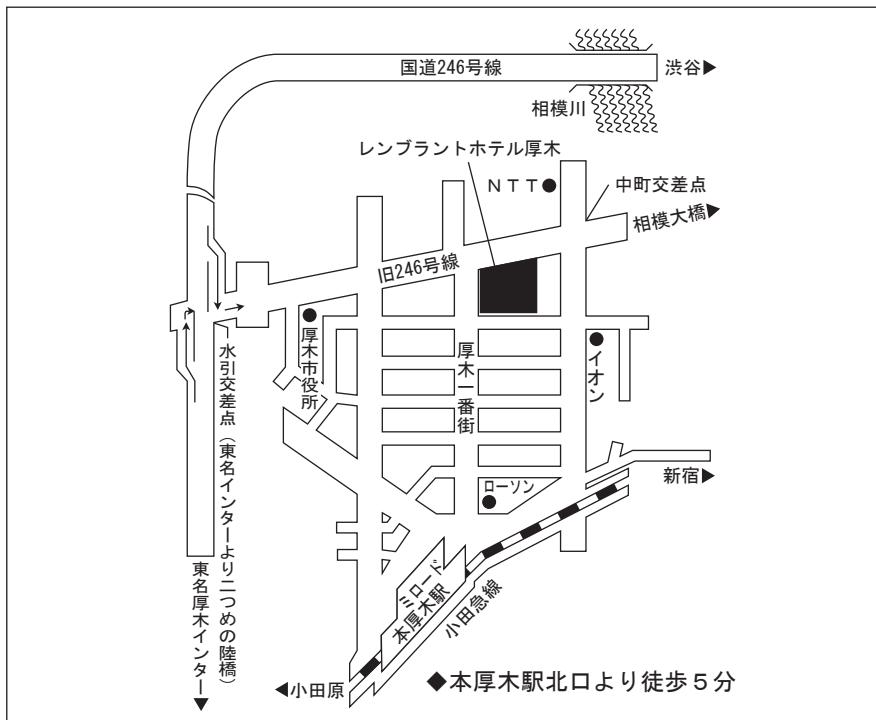
【ご参考】本制度の従業員への適用

本株主総会で対象取締役に対する本制度の新たな導入についてご承認いただけましたら、当社の執行役員及び一部従業員、子会社役員に対しても本制度におけるものと同様の制度を割り当てる予定です。（あくまで将来の予定であり、現時点では未定です）

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県厚木市中町二丁目13番1号  
TEL 046 (221) 0001  
レンプラントホテル厚木 2階 曜紅



### ◎交通のご案内

小田急線／新宿駅より約1時間

小田急線／小田原駅より約50分

相鉄線／横浜駅より約50分（海老名駅にて小田急線乗り換え）